



19高教政第1642号
平成20年3月25日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局 教育政策課長
(公 印 省 略)

臨時的任用教職員（期限付職員）に対する給料等の
減額の取扱いについて（通知）

知事等、地方自治法第203条に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例（以下「特例条例」という。）が制定されたことに伴い、平成20年度の1年間に限り、期末勤勉手当の役職加算割合に応じた給料等の減額措置が行われることとなりました。

臨時的任用教職員（期限付職員）の給料等につきましては、公立学校臨時的任用教職員取扱要綱第5給与等の項1の規定により、公立学校職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例によることとしておりますが、不安定な雇用状態等を考慮して、特例条例による期間の給料等の減額措置を下記のとおり取り扱うこととしましたので、貴管内の学校へ周知くださるようお願いします。

記

特例条例第3条第1項第4号の減額率 100 分の 2 を 100 分の 1.5 と読み替える。